



株式会社プレミア・エイドが提供する「緊急通報サービス」について
ご説明事項

東京海上日動緊急通報サービス（以下、「本サービス」とします）は警備業法第2条1項4号に準拠し、下記のとおり東京海上日動火災保険株式会社の「ドライブレコーダー型テレマティクス端末等の貸与に関する規約（法人・フリート）」（以下、「本規約」とします）の契約者と同乗者、契約者が承認した車両乗員に対して株式会社プレミア・エイドより直接提供されます。警備業法施行規則第34条に準拠しご説明をいたします。内容を十分ご確認くださいませよう願いたします。

警備業を提供する会社	株式会社プレミア・エイド（以下、「提供者」とします。）
警備業務を行う期間 警備業務を行う日および時間帯	本規約に基づき、その契約期間中、端末等を車両に適切に取り付けてある状況において、24時間年中無休で対応します。
警備業務の対象とするもの	利用者および搭乗者を対象とします。
警備員の人数および担当業務	受電は2名体制を基本とします。緊急通報を受信した際、本規約第2章事故発生時の通報サービスに関する利用規約（以下、「利用規約」とします。）第4条の内容に基づき必要に応じ救援機関等へ通報・連絡を行います。
警備員が有する知識および技能	救援機関への通報の必要性を判断する者、救援機関への通報を行う者は警備業法で定められた所定の研修を修了した者となります。
事故発生時の措置	利用者との通話等により、事故・事件であると合理的に判断した際は、利用規約第4条の内容に基づき必要に応じ救援機関に通報し、緊急車両等の出動を要請します。ただし、提供者の措置により利用者は当事者の義務を免除されるものではありません。
警備員が用いる服装	提供者が本サービスの受電において、適切であると認めた服装とします。
使用する機器または各種機材	本規約に基づく端末等、電話受信・発信装置、FAX・コンピューター等とします。
報告の方法、頻度および時期 その他依頼者への報告	救援機関へ通報した後の対応について、事後に利用者への個別報告は行いません。
警備料金・その他の費用 支払いの時期およびその方法	本規約に基づき端末等を貸与された契約者、利用者および搭乗者は無償で本サービスの提供を受けることができます。
警備業務の再委託に関する事項	提供者より利用者および搭乗者に直接提供されます。再委託はいたしません。
免責に関する事項	本規約第1章特約に基づいて貸与するドライブレコーダー型テレマティクス端末等に関する規約（法人・フリート）（以下、「貸与規約」とします。）第1節第11条(1)および利用規約第6条に該当する場合は免責となります。
損害賠償の範囲、損害賠償額 その他損害賠償に関する事項	本サービスの内容またはその利用により利用者、搭乗者または第三者が被った被害・損失等に対し、提供者の故意または重過失により生じた場合を除き、提供者はいかなる責任も負わないものとします。また利用者または搭乗者が本サービスに関して第三者に損害・損失等を与えた場合、利用者および搭乗者は自己の責任をもって解決するものとし、提供者はいかなる責任も負わないものとします。
契約の更新・変更・解除に関する事項	本規約の更新および解除は、貸与規約の更新および解除と連動します。また、本サービスの内容について変更がある場合は、貸与規約第1節第13条および利用規約第8条の規定に準じます。
警備業務に関する苦情の受付窓口	株式会社プレミア・エイド苦情相談窓口とします。 TEL：03-5213-0850
警備業務の契約開始日	本規約に基づき、その契約期間中、端末等を車両に適切に設置した時点より本サービスの提供は開始されます。
特約事項	警備業法に準拠し契約締結後にお渡しする書面が必要となる際は、当該書面の交付に代えて、当会社所定の専用サイト内（ www.da-tmnf.com ）に掲載することにより、当該書面に記載すべき情報を提供します。書面にて交付をご希望の方は提供者までご連絡ください。

附則

発行日：2024年1月1日 発行

本サービス提供者：

本サービスの提供者（警備業法第2条1項4号に基づく業務を車両利用者に直接提供する者）は下記の通りです。

住 所：東京都千代田区麹町2-4-1

会社名：株式会社プレミア・エイド

代表者：吉澤成一朗

TEL：03-5213-0850

以 上